

天草市中小企業者物価高騰緊急対策事業

補助金 Q&A

天草市経済部産業政策課

令和6年4月（初版）

【補助対象内容について】

Q1 エアコンやLED照明等への取り換えで、職場環境を改善し、生産性を上げる取組みなども対象になりますか。

A1 本補助金では、事業の実施により直接生産性の向上が見込めるもののみを対象としています。エアコンや照明等、間接的な効果に限定されるものは対象外となります。

Q2 補助対象経費の表示に合致すれば、必ず交付対象と認められるのでしょうか。

A2 本事業は新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響からの克服を主たる目的としていることから、交付申請書兼実績報告書の提出を求めた上で「内容の審査」を行い、交付・不交付の決定をいたします。

そのため、単に経費・項目が合致するというだけでなく、生産性の向上や省力化、IT化に向けた取組みを明確にしたうえで申請いただきますようお願いいたします。

Q3 国の補助事業における設備購入費等で、機械Aを導入しました。本事業の通常枠または先端設備導入枠で機械Bを購入して申請することは可能でしょうか。

A3 今回のように、機械A、Bなど事業内容が別であれば機械Bの分は補助対象となります。国、県等が助成する他の制度（補助金、委託等）による支援をすでに受けている経費（本件については機械A）については補助対象外となります。ただし、小規模事業者サポート枠の小規模事業者持続化補助金については除きます。

なお、交付後に併用が判明した場合は補助金の全部または一部を返還していただきます。

Q4 機械設備の購入について、単に古い機械の取り換えなども対象となるのでしょうか。

A4 本事業の実施によって、生産性の向上や省力化を実現していただく必要があります。よって、単なる交換取り換えは対象外となります。

同等品より性能の向上した機械を導入いただき、事業成果報告書内で具体的な数値等を用いて生産性の向上や省力化の実現について説明をしてください。

Q5 IT化のための経費にはどのようなものがありますか。

A5 POSシステムや在庫管理ソフト、会計ソフト、予約システム、受発注システム、QRコードによる在庫管理ソフトなどのソフトウェア購入費、クラウド利用費、導入関連費などが対象となります。

Q6 1年契約のサブスクリプションでPOSレジシステムを導入しました。対象となるのはいつまでの経費でしょうか。

A6 サブスクリプションによる支払いなど、1年ないし数年分先に支払いを行った経費については、4月1日以降の費用が発生する日～申請時点までの経費を日割りで計算して対象経費とします。

- 4/1に契約を行い、同日から1年分として支払った経費を9/20に申請
…173日/365日を1年間分の金額に掛けた額

- 4/1に契約を行い、同日から1年分として支払った経費を2/28に申請
…334日/365日を1年間分の金額に掛けた額

※ただし、予算上限に達し次第年度の途中であっても申請を締め切ります。2月まで申請を受け付けているかどうかは未定ですのでお早めにご申請ください。

Q7 飲食店です。非対面ビジネスモデルへの転換のため、タブレットによる注文システムを導入しようと考えています。タブレットなどのIT機器の購入経費も対象となりますか。

A7 タブレットなどの汎用性の高い機器は補助の対象外となります。

(ほか、PC、プリンタ、スキャナ、複合機、カメラ等も対象外。)

今回の場合、システムの導入経費は対象となります。

券売機やレジなど、当該事業のみに対して使用されることがわかるものの購入経費は対象です。

Q8 貨物自動車運送業を営んでいます。車両の更新や新規の購入も対象となりますか。

A8 車両の購入は対象となりません。キッチンカーなどについても同様です。

Q9 天草市外にも店舗があります。市外店舗に係る事業の実施は対象外でしょうか。

A9 市外店舗分は対象外となり、複数店舗に係る申請の中の一つの店舗として含めることはできません。

Q10 国の小規模事業者持続化補助金で交付確定を受けましたが、機械設備の購入はせず、広報費、委託費のみの実施です。小規模事業者サポート枠の対象となりますか。

A10 小規模事業者サポート枠においては、補助対象経費にかかわらず、国の交付決定を受けて実施した事業を対象としています。必要な書類が別途定められておりますので申請の際にはご注意ください。

【補助金額について】

Q11 通常枠において交付決定通知書の金額が実際に支払った額から減額されるのはなぜでしょうか。

A11 通常枠の補助金額は、「補助対象経費の3分の2以内で、上限は通常枠で50万円（複数店舗に係る申請及び共同申請は100万円）、生産性向上枠で100万円・1,000円未満端数切捨）」としており、補助対象経費に消費税及び地方消費税額は含みません。そのため、税込で計算されている場合や、1,000円未満の端数まで記載されている場合は、市側で再計算し、交付決定額を算定しております。

Q12 複数者以上での共同申請の場合、補助金は等分した額が申請した事業者それぞれに振り込まれるのでしょうか。

A12 共同申請の場合は、交付確定後、代表者1者に対して補助金額を口座振込みします。複数者で費用負担をしている場合は、代表者から他者へ支払いを行ってください。

Q13 小規模事業者持続化サポート枠での申請を考えています。国補助金の決定を受けた後で、熊本県の「熊本県中小企業者生産性向上緊急支援事業補助金」を受け、それに加えて市補助金を申請することはできますか。

A13 小規模事業者持続化サポート枠については、国の小規模事業者持続化補助金への上乗せの補助を目的としており、その他の国や自治体の補助金との併給は認められません。熊本県の「熊本県中小企業者生産性向上緊急支援事業補助金」を申請する場合には市の補助金を申請することはできません。

Q14 税抜き価格1万5千円の設備を2台導入しました。合計が3万円となるので対象となりますか。

A14 備品や機械設備については、単体の価格が税抜額2万円以上である必要があります。そのため、今回税抜額で1万5千円の設備の導入については対象外となります。ソフトウェアの導入にあたっては、サブスクリプションの費用や保守料等の費用を補助対象期間内の申請時点までで按分した経費が対象となりますので、その金額が税抜額で2万円に満たない場合は申請することができません。

【対象者要件について】

Q14 新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策としての事業ということですが、売上減少、仕入高の増加といった数値的な要件はありますか。

A14 売上高や減少率、仕入高や増加率、また従業員数など数値的な要件はありません。

Q15 複数の店舗や事業所を有する事業者（個人事業主・法人）の場合、店舗ごとに補助を受けることができますか。

A15 同一の事業者が複数回補助を受けることはできません。申請は法人若しくは個人事業主又は団体単位で認められるため、複数の店舗・事業所で実施した取り組み全体を一個の補助事業として申請いただくこととなります。実施した店舗名、所在地を申請書内に記載ください。

Q16 自社（A社）に係る取組後、補助金の申請をしました。別の屋号（B社）を用いて他者との連名で共同申請をすることは可能でしょうか。

A16 本事業については1事業者につき1回までと申請回数を限定しております。そのため、A社ですでに申請済みであれば、B社として共同申請をすることはできません。

Q17 複数者以上での共同申請を行うにあたり、参加事業者すべてが要件を満たさなければならないでしょうか。

A17 お見込みのとおりです。

Q18 複数の店舗や事業所を有する事業者で、店舗によって事業を実施する時期が異なる場合はどうなりますか。

A18 事業期間内に着手し、支払を完了したものは対象となりますが、受給は1事業者につき1回ですのでまとめて申請を行ってください。

Q19 いわゆるフリーランスや副業者も補助対象者となるのでしょうか。

A19 税務署に開業届を提出している個人事業主であれば申請が可能です。たとえ確定申告を行っていても、開業届を提出していない場合は対象外となります。

【補助事業期間、申請期限について】

Q20 申請書はいつ出せばよいですか？事業を実施する前に提出する書類はありますか。

A20 補助事業を実施し、経費の支払いを終えてから申請書類一式を提出いただくこととなります。申請と審査を簡略化するため交付申請と実績報告を一度に行うこととしており、事前の提出は必要ありません。

Q21 令和6年4月1日からさかのぼって対象となるということですが、機械等の発注を4月1日より後に行った経費が対象ということですか。支払日が4月1日以降であれば構いませんか。

A21 発注をもって事業の着手とみなしますので、発注が令和6年4月1日以降の事業について補助対象となります。（見積等はそれ以前に済ませていても可。）

Q22 交付申請書兼実績報告書の提出期限が令和7年2月28日とありますが、例えば、機械の購入で申請した場合、設置までを終えていないと対象にならないでしょうか。先に支払いが済んでいればよいですか。

A22 通常、「発注→納品→請求→支払い」の順で事業を実施いただく想定です。

実績報告を兼ねておりますので、令和7年2月28日までに機械の設置、稼働を開始していただく必要があります。そのため、先に支払いを済ませていても、機械が届かず、稼働していない場合は申請することができません。

【申請窓口、スケジュールについて】

Q23 申請はどのようにして行えばよいでしょうか。

A23 申請には、管轄の商工団体（本渡地区は本渡商工会議所、牛深地区は牛深商工会議所、その他の地区は天草市商工会に1回以上ご相談いただき、商工団体窓口申請書兼請求書と必要な書類をすべて添付してご申請ください。

本渡商工会議所 23-2001 栄町 1-25

牛深商工会議所 73-3141 牛深町 215-1

天草市商工会 33-7312（本所） 本渡町本渡 2547-2

Q24 産業政策課に申請書を持参してもよいですか。

A24 商工団体窓口での申請が必要です。

Q25 支払いまでのスケジュールはどのようになりますか。

A25 支払いは月に2回を予定しています。

申請書類及び添付書類に不備等がなければ、

・毎月15日までに受付分 → 当月末日支払い

・月末までに受付分 → 翌月15日支払い

※いずれも土日祝日の場合は前営業日となります。

※申請の締め切り日の直前は審査と処理に時間をいただくことがあります。

【その他について】

Q26 補助金申請は、予算が尽きた段階で受付を終了するのでしょうか。

A26 申請（交付決定）状況に応じ、予算に不足を生じる見込みとなった場合はその時点で受付を終了します。

Q27 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合は他の書類で代えることができますか。

A27 確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由に他の書類で代替することは認められません。

Q28 所得税がかかっていない又は少額のため確定申告が必要ない事業者であって、確定申告書が添付できません。その場合の添付書類は何が必要ですか。

A28 開業届、納税証明書、市県民税申告書を添付してください。審査の上書類の追加が必要になる場合があります。